

# [トータルサポートコース]



講座の要となるオリジナルテキスト。合格へ導く仕掛けが凝縮されています!

**特許法編／第2章 特許及び特許出願 ■ 57**

**仮専用実施権（34条の2）**

①確認事項

仮専用実施権と仮通常実施権の比較		
	仮専用実施権（特34条の2）	仮通常実施権（特34条の3）
設定主体	特許を受ける権利を有する者	①特許を受ける権利を有する者 ②仮専用実施権（34条の2第4項） (特許を受ける権利を有する者の承諾必要)
設定範囲	当初の明細書等の範囲内（34-2①、34-3①） 外国語書面出願の場合は、外国語書面の翻訳文の範囲内（17-2③かっこ書）	仮専用実施権の設定範囲内において通常実施権の許諾を擬制（34-3②） ※…34-3③は、仮専に基づく仮通バージョン
特許権設定登録の効果	仮専の設定範囲内において専用実施権の設定を擬制（34-2②）	仮通の設定範囲内において通常実施権の許諾を擬制（34-3②④） ※…34-3③は、仮専に基づく仮通バージョン
移転	①実施の事業と共に ②承諾を得た場合 ③相続その他一般承継 (34-2③、34-3④)	尚、仮専が仮通を許諾した場合は、出願人と仮専の両方の承諾要（34-3④かっこ書）。
分割した場合	別段定ある場合を除き、設定範囲内において仮専設定擬制（34-2⑤）	別段定ある場合を除き、設定範囲内において仮通許諾擬制（34-3⑥）
消滅	設・放・取・却・拒（34-2⑦、34-4①） 仮専を放棄した場合	仮通を放棄した場合 ・仮専に基づく仮通は、当該仮専が消滅したときも消滅する（34-3⑪）。
放棄	仮専に基づく仮通の承諾（34-2⑦） 持分の譲渡は他の共有者の同意必要（34-2⑧、準33③） 仮通許諾は他の共有者の同意必要（34-2⑨、準33④）	承諾不要 持分の譲渡は他の共有者の同意必要（34-3⑫、準33③）
共有の場合	質権	質権の目的とすることはできない（34-2⑧、34-3⑫、準33②）。
登録の効果	登録が効力発生要件（34条の4）	登録不可：当然対抗制度（34条の5）
承諾権	①特許出願の放棄・取下につき、仮専が承諾権を有する（38-5）。 ②出願変更（実10⑨、意13⑤）、国内優先権主張（41①⑬）においても同様に、承諾権を有する。	① H23改正にて仮通権者の承諾権廃止。 ②その代わり、仮通を伴う出願に基づく変更又国内優先権主張がされた場合は、別段の定めがある場合を除き、新たな出願においても仮通が許諾擬制される（34-3⑤⑥⑦⑨）。

無断複製・領布を禁じます LEC東京リーガルマインド弁理士

**仮通常実施権（34条の3）**

②仮実権制度の趣旨

近年の知的財産権を取り巻く産業界の実態を踏まえ、企業等におけるライセンス化及びライセンサー保護に対するニーズを受けて、平成20年法改正は、特許出願段階におけるライセンスに係る特許法上の権利として、仮専用実施権（34条の2、34条の3）を創設した（H20改正P.18参考）。

無断複製・領布を禁じます LEC東京リーガルマインド弁理士

1 2 3 4 5 6

**1 まずは条文**

短答試験では「条文に始まり、条文で終わる」と言われるよう、条文の正しい知識が要求されます。そのため、まずは条文を挙げた上で確認事項を掲載しています。条文によって、講義で濃淡をつけながら学習していきます。

**2 関連知識は一覧で**

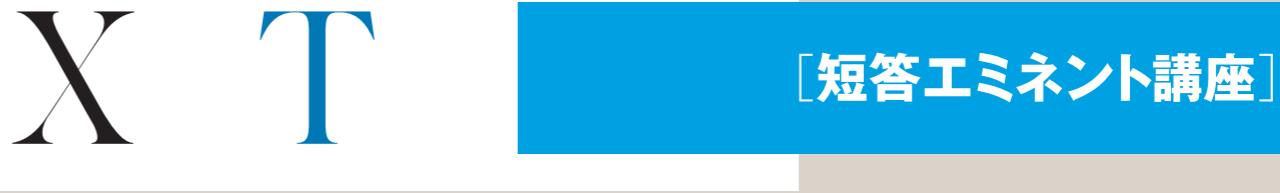
テキストには必要な情報のみを集約し、関連知識を極力見開きで理解できるよう、一覧性を確保した構成で編集しています。これをベースに、講義中にカラーペンとカラーマーカーで仕上げていくことによって、条文をビジュアル的に理解でき、知識が脳裏に焼き付きます。

**3 図解を豊富に**

確認事項には、時系列や表などの図解を豊富に用いて解説。受験生が躊躇やすいポイント等において、右脳でイメージしながら左脳で理解できるよう工夫を施しています。

無断複製・領布を禁じます LEC東京リーガルマインド 弁理士

1 2 3 4 5 6



# [短答エミネント講座]

掛けが凝縮されています！

**特許法編／第2章 特許及び特許出願 ■ 61**

①確認事項

権の主張又は第43条第1項、第43条の2第1項（第43条の3第3項において準用する場合を含む。）若しくは第43条の3第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求は実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除ては、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先で出願公開又は実用新案登録公報の発行がされたものとみなして、第29条の2本文条の2本文の規定を適用する。

4 第1項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

5 6

□□□674 審判長は、審判請求書の要旨を変更する補正を許可するときは、必ず、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

□□□675 拒絶査定不服審判、特許無効審判、延長登録無効審判及び訂正審判並びにこれら審判の確定査定に対する再審の、いずれの審理においても、審判長は、当事者及び参加人を審尋することができる。

□□□676 特許無効審判の被請求人は、特許無効審判請求時の答弁書提出期間内

■■■674 補正後においても答弁や訂正をさせるまでもなく無効審判請求に理由がないと認められるなど、被請求人の防衛の機会という観点から答弁機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、答弁の機会を与える必要がないとした（青本特134条2項但書）。

■■■675 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる（特134条4項）。さらに、この規定は再審においても準用されている（特174条1項～3項）。【H23-55-2】

■■■676 特許無効審判の被請求人は、①特134条1項の答弁書提出期間内、②特134条2項の答弁書提出期間、③特134条の3による指定期間、④特153条2項による意見書申立て期間、⑤特164条の2第2項による指定期間に限り、訂正請求をすることができる（特134条の2第1項）。

**4 宮口流語呂合わせ！**

宮口講師オリジナルの語呂合わせのテクニックも掲載。覚えにくい条文もテクニックを使いながら理解するのに役立つ。即興演奏ならぬ、即興語呂合わせが飛び出すのも宮口講義の醍醐味です。

**5 「一問一答集」で解答力養成**

復習用教材として『一問一答集』が付属。この一問一答形式のオリジナル問題集を講義と併行して活用することで、「合格できる知識」を完成せながら、「瞬時の解答力」も養成します。枝毎の問題集なので、受験生の苦手な「いくつあるか問題」に対する免疫力も高まります。

**6 論文、口述まで使える秘密兵器**

『一問一答集』は携帯しやすいA5サイズ。見開きで問題と解答が確認できる構成となっていますので、スキマ時間に解答力を磨くアイテムとして最適です。理由付けもしっかりとしているので、短答だけでなく、論文、口述と最終合格まで使い込めます。

無断複製・領布を禁じます LEC東京リーガルマインド 弁理士

1 2 3 4 5 6